

医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業リーフレット（車両）

医療的ケアを必要とするためスクールバスに乗車して通学することが困難な児童生徒等を対象とし、通学に係る保護者の負担軽減を図るための制度です。保護者の代わりに福祉タクシー等の車両に、訪問看護事業所等の看護師が同乗して、児童生徒を学校へ送迎します。



1 事前手続きの流れ

- ① 保護者への説明・利用希望調査
- ② 訪問看護等事業者・福祉タクシー等事業者へ協力依頼
- ③ 主治医への依頼（医療的ケア指示書の作成）
- ④ 学校へ書類の提出
- ⑤ 県教委による審査
- ⑥ 訪問看護等事業者・福祉タクシー等事業者と県との契約
- ⑦ 試走・打合せ
- ⑧ 通学支援の開始

2 車両運転手の主な業務

- ・乗車介助・車いす固定
- ・児童生徒宅から学校までの安全な運行（医療的ケア等対応時は安全な場所に停車）
- ・緊急時の 119 番通報、学校への連絡

3 事後手続きの流れ

- ・運行ごと：運行伝票を学校に提出
- ・月ごと：利用明細が記載された請求書を作成し、県教委に郵送してください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号
特別支援教育課 教育課程指導室
医療的ケア通学支援担当者 宛て

→県教委が審査し支払い